

(1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について

和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第66号、94号、105号、106-1号を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第66号生産緑地地区	約0.21ha	変更概要図（1/3）参照
第94号生産緑地地区	約1.35ha	変更概要図（2/3）参照
第105号生産緑地地区	約0.28ha	変更概要図（3/3）参照
第106-1号生産緑地地区	約0.23ha	変更概要図（3/3）参照

- 2 都市計画生産緑地地区中第82号、100号、116号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第82号生産緑地地区	約0.20ha	変更概要図（1/3）参照
第100号生産緑地地区	約0.15ha	変更概要図（2/3）参照
第116号生産緑地地区	約0.08ha	変更概要図（3/3）参照

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

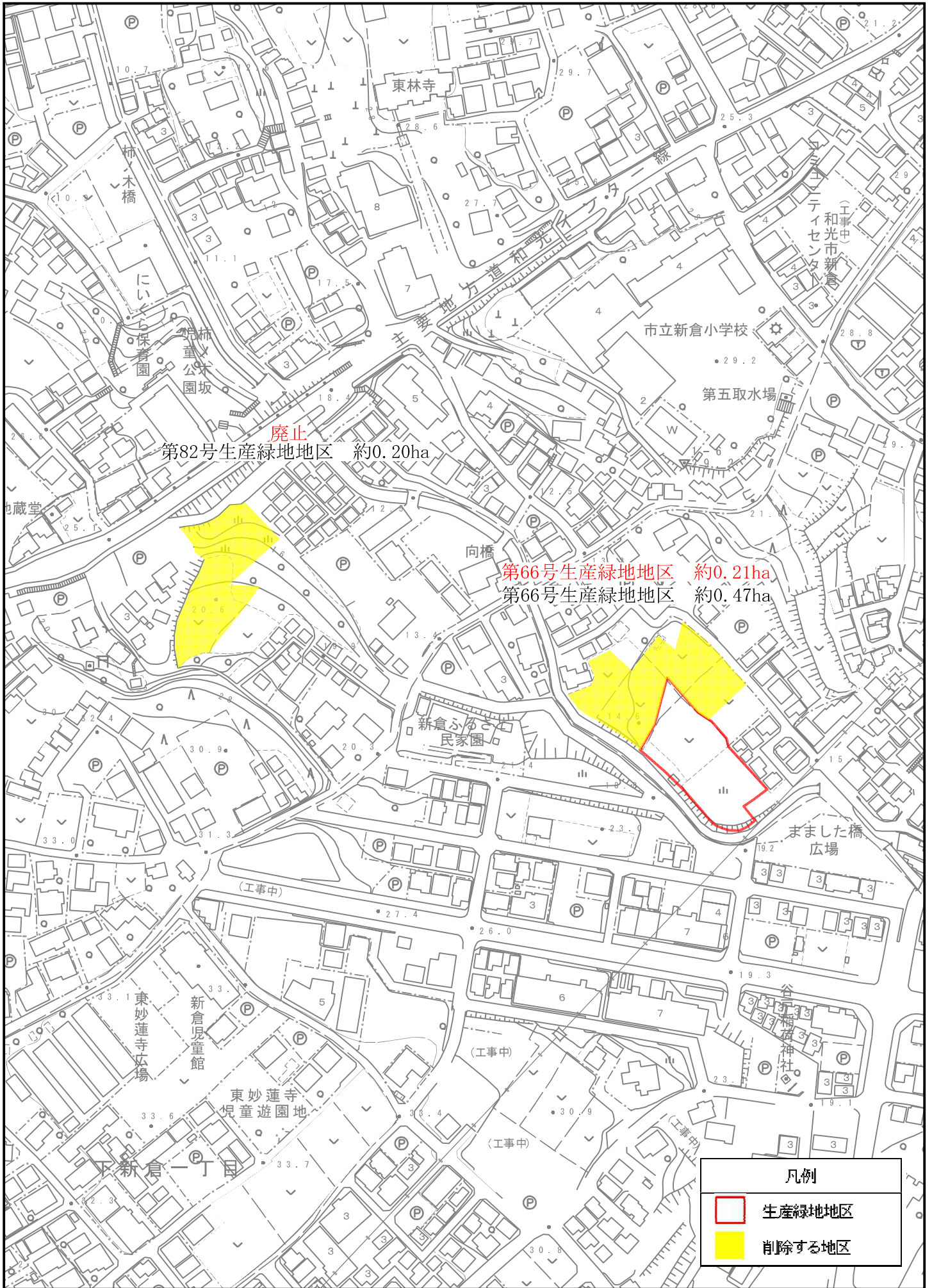
新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	第66号生産緑地地区	約 0.21 ha	
旧	第66号生産緑地地区	約 0.47 ha	
新	第82号生産緑地地区	廃 止	
旧	第82号生産緑地地区	約 0.20 ha	
新	第94号生産緑地地区	約 1.35 ha	
旧	第94号生産緑地地区	約 1.41 ha	
新	第100号生産緑地地区	廃 止	
旧	第100号生産緑地地区	約 0.15 ha	
新	第105号生産緑地地区	約 0.28 ha	
旧	第105号生産緑地地区	約 0.31 ha	
新	第106-1号生産緑地地区	約 0.23 ha	
旧	第106-1号生産緑地地区	約 0.32 ha	
新	第116号生産緑地地区	廃 止	
旧	第116号生産緑地地区	約 0.08 ha	

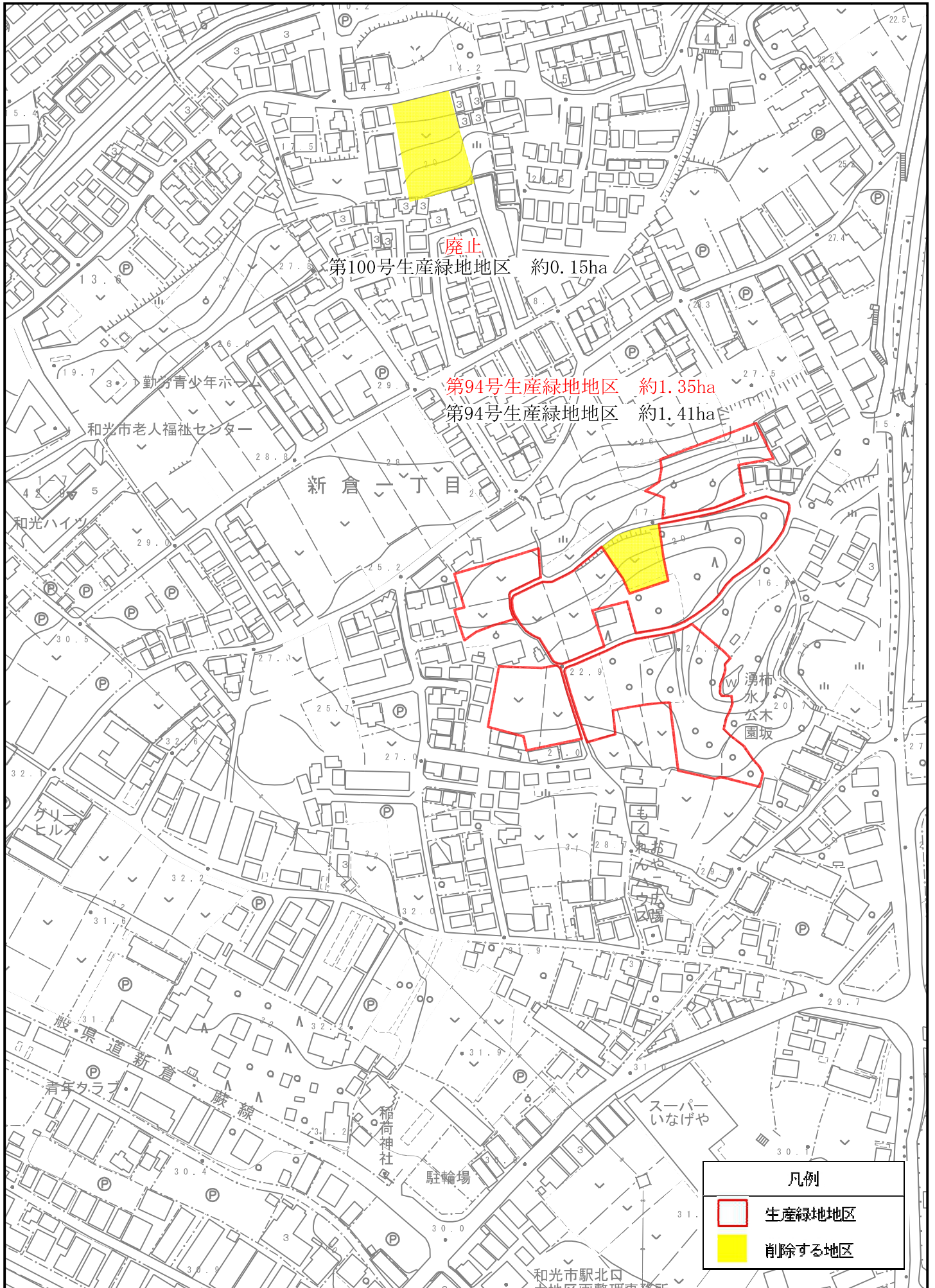
変更概要書

名 称	変更の内容
第 6 6 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 0.47ha のうち約 0.26ha を削除し面積約 0.21ha に変更する。
第 8 2 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.20ha を廃止する。
第 9 4 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 1.41ha のうち約 0.06ha を削除し面積約 1.35ha に変更する。
第 1 0 0 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.15ha を廃止する。
第 1 0 5 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 0.31ha のうち約 0.03ha を削除し面積約 0.28ha に変更する。
第 1 0 6 - 1 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 0.32ha のうち約 0.09ha を削除し面積約 0.23ha に変更する。
第 1 1 6 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、地区の一部について行為制限が解除され、残りの部分が面積要件を欠いた。 地区の廃止 面積約 0.08ha を廃止する。

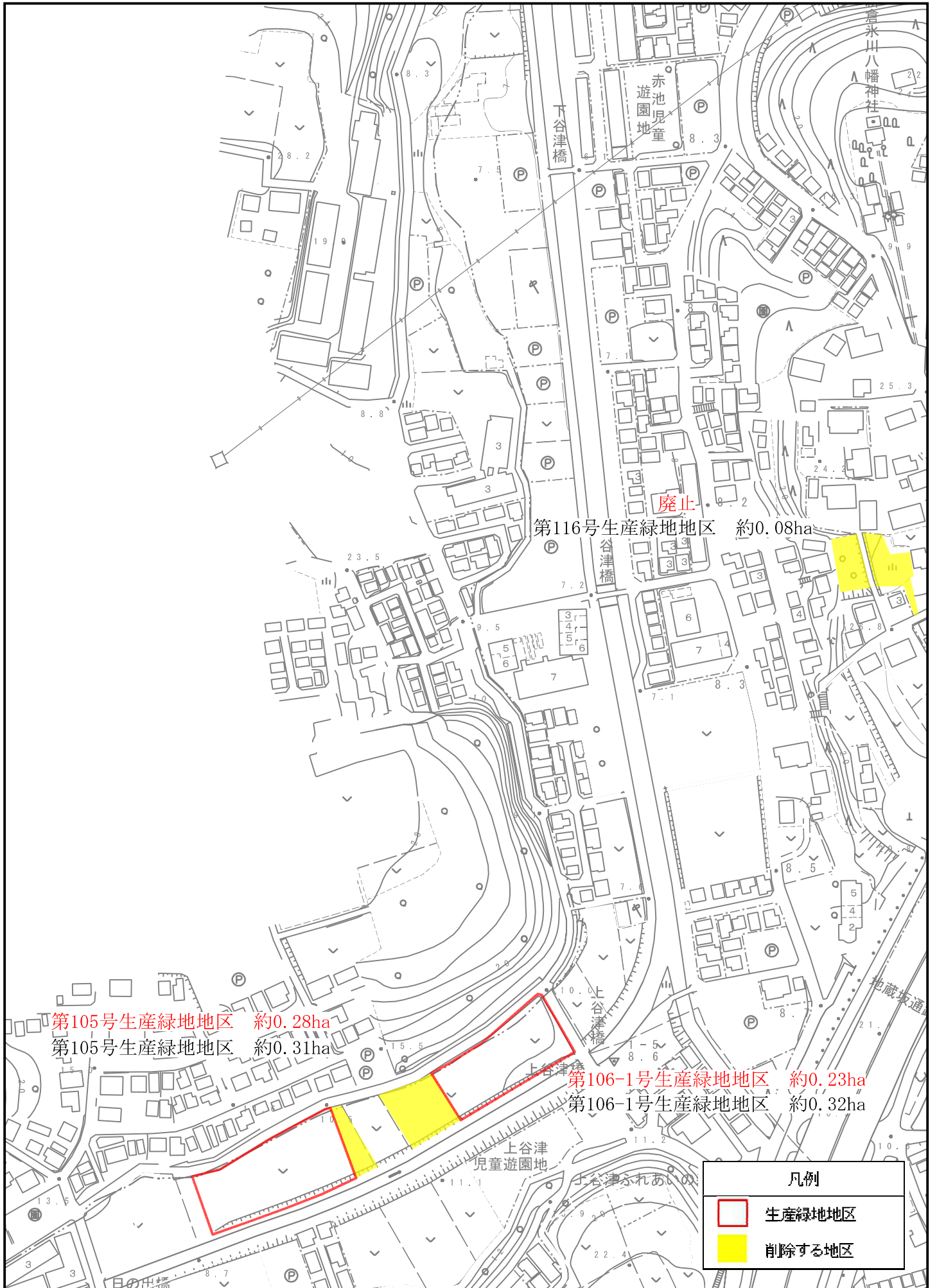
変更概要図 (1/3)



変更概要図 (2/3)



変更概要図 (3/3)



理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 和光都市計画における位置等

和光都市計画生産緑地地区第66号、第82号、第94号、第100号、第105号、第106-1号、第116号

2 決定（変更）の必要性及び内容

和光都市計画生産緑地地区第66号、第82号、第94号、第100号、第105号、第106-1号、第116号において、生産緑地法第10条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があったので、第66号、第94号、第105号、第106-1号については面積及び区域の変更を行い、第82号、第100号、第116号については地区を廃止する。

計画図

和光市 都市整備課

縮尺 1/2500

凡例

生産緑地地区

1

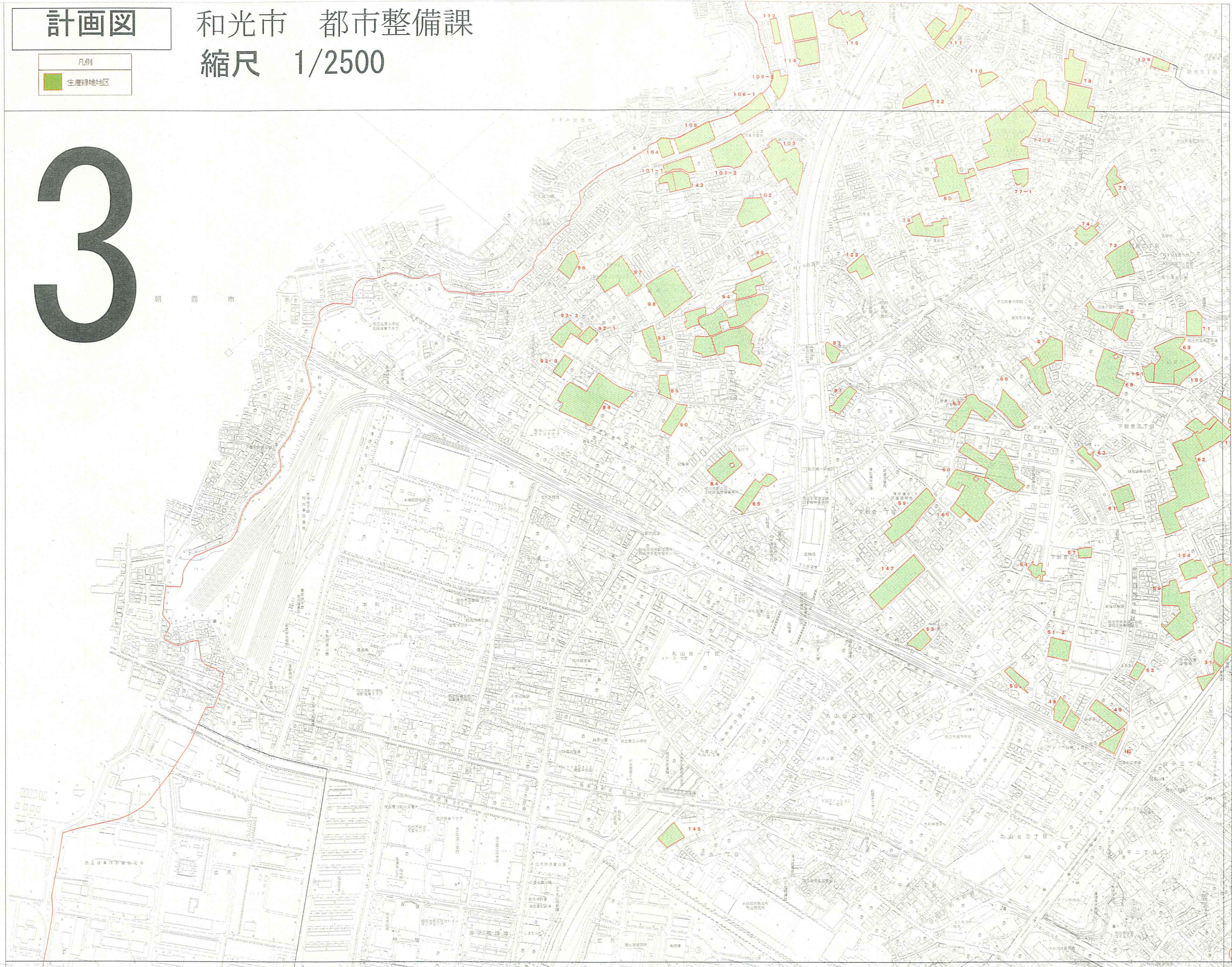


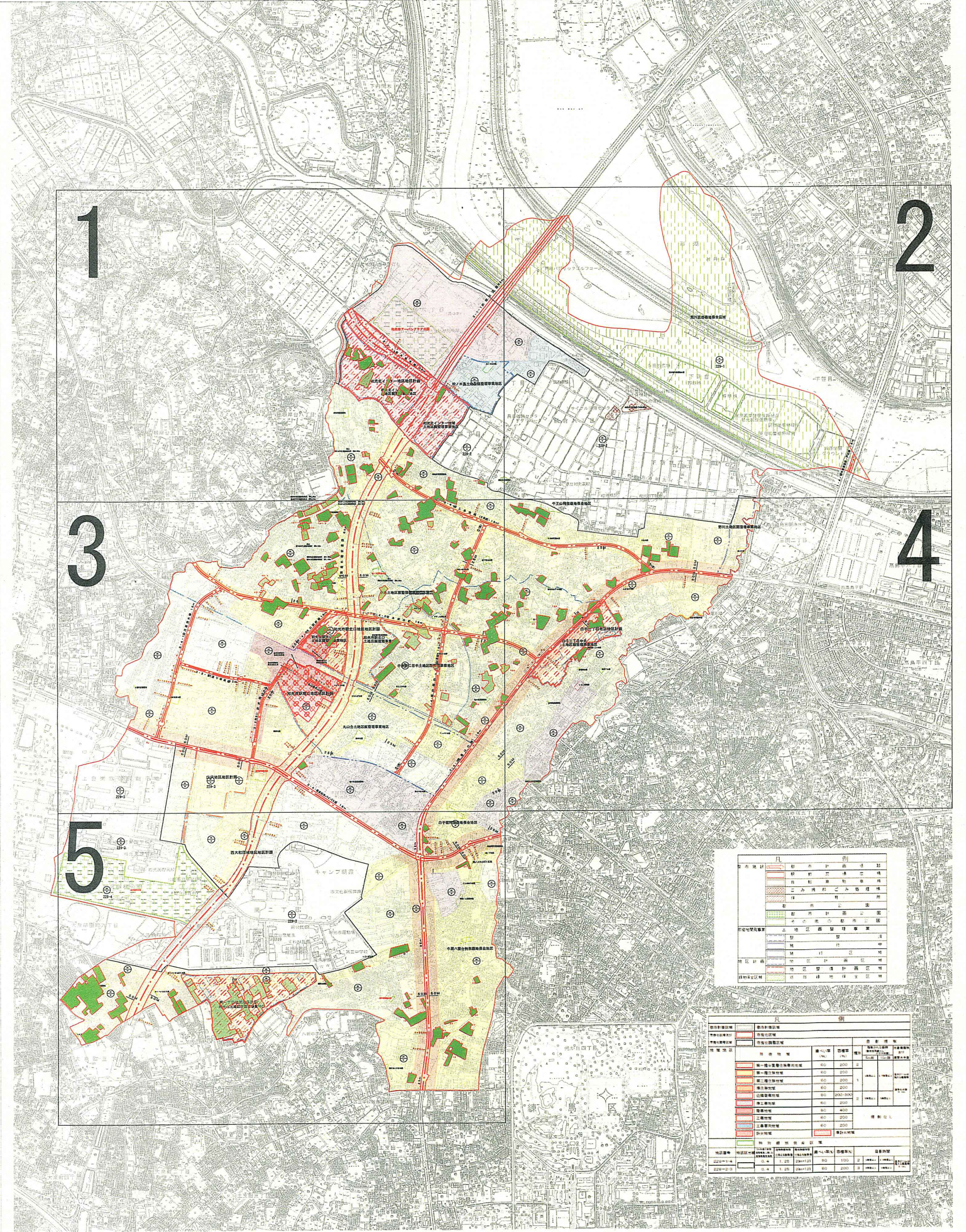
計画図

和光市 都市整備課
縮尺 1/2500

凡例
生産緑地地区

3





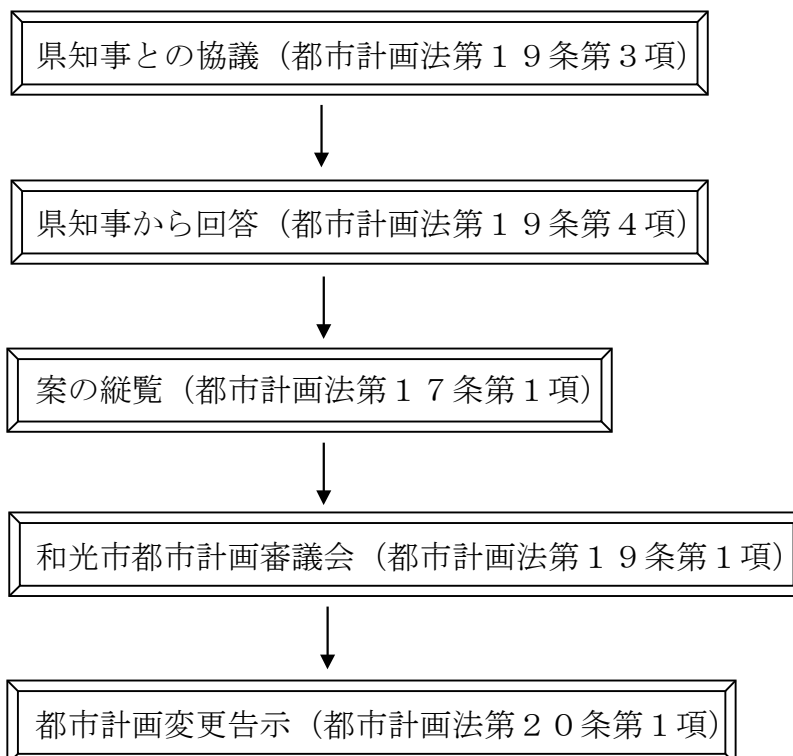
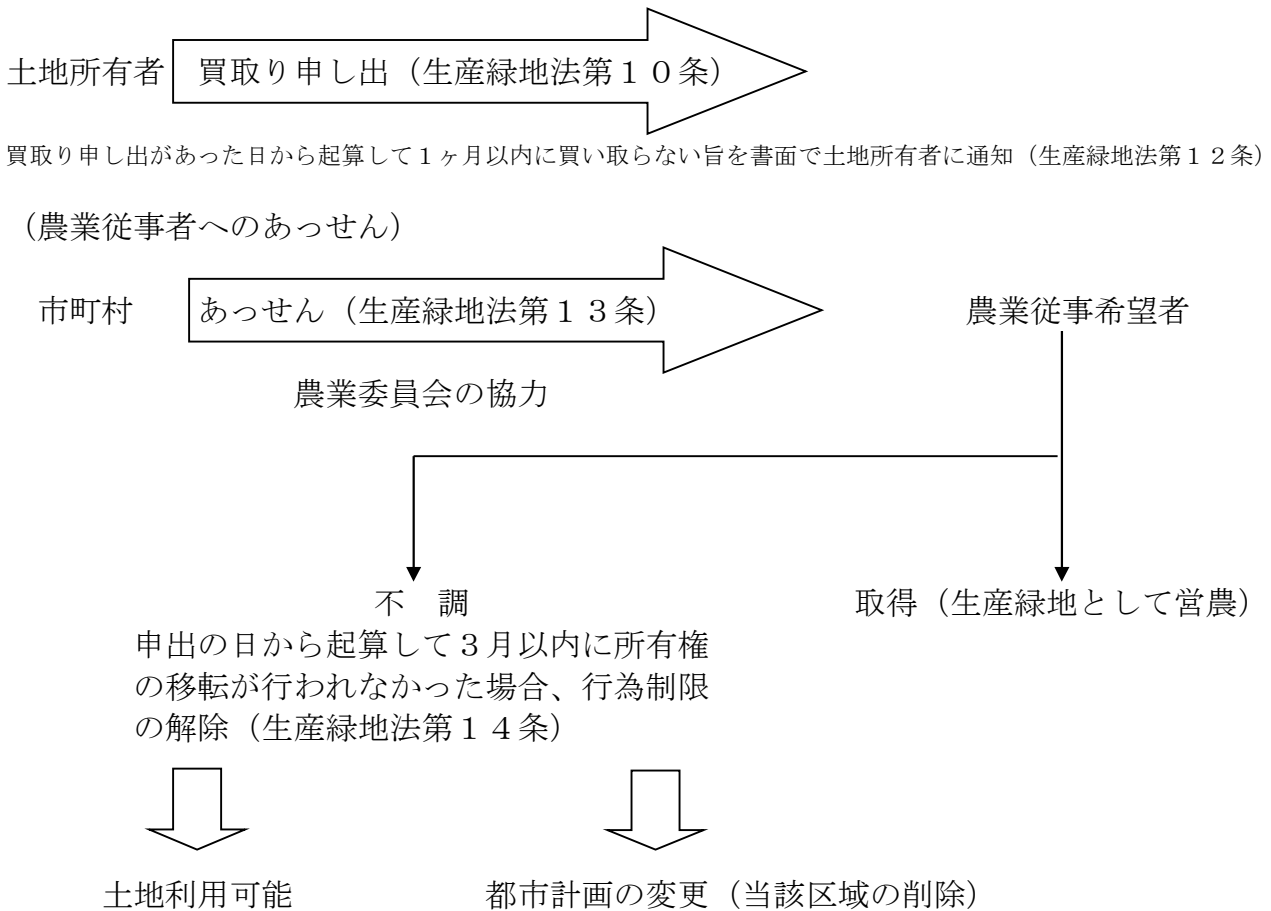
凡例	
都市施設	都市計画道路
緑地	都市計画公園
住宅地	都市計画住宅地
商業地	都市計画商業地
工業地	都市計画工業地
農地	都市計画農地

凡例			
第一種住居地域	200	200	
第二種住居地域	60	200	
準住居地域	60	200	
商業地域	60	200	
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
農地	60	200	
生産緑地	60	200	
その他	60	200	

生産緑地に関する資料

生産緑地地区解除の流れ

○ 生産緑地を買い取らない場合



経緯の概要

- 1 説明会等 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 事前調整 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 知事協議 (平成29年12月 7日)
- 4 知事回答 (平成29年12月11日)
- 5 案の公告 (平成29年12月14日)
- 6 案の縦覧 (平成29年12月14日～12月28日)
- 7 和光市都市計画審議会 (平成30年1月18日)
- 8 都市計画決定(変更)告示 (平成30年1月下旬)
- 9 図書の写しの送付 (平成30年2月上旬)